特定非営利活動法人日本臨床歯周病学会
歯周インプラント認定医審査施行細則

第１条　この細則は、特定非営利活動法人日本臨床歯周病学会（以下「学会」という）歯周インプラント認定医制度規則第 3 条の規定に基づき、歯周インプラント認定医審査に関し、必要な事項を定める。

第２条　申請者は、次の各号に定める歯周インプラント認定医申請書類を認定審議委員会に提出しなければならない。

(1)　学会認定医認定証（写し）
(2)　歯周インプラント認定医認定申請書（様式１－2）
(3)　歯周インプラント認定医資格審査表（様式２－2）
(4)　履歴書（様式 3）
(5)　歯科医師免許証の写し
(6)　歯周インプラント指導医１名の推薦書（様式４－2）
(7)　歯周インプラント認定医申請患者一覧：5 症例（様式５－2）
(8)　歯周インプラント指導医の検印を受けた治療に関する資料（様式６－2、様式 7）
(9)　歯周インプラント認定医認定申請料（郵便振替払込金受領証のコピー）

第３条　認定審議委員会による認定審査は、毎年 1 回以上実施し、学会は 3 ヶ月前までに歯周インプラント認定医審査の公示を行うものとする。

第４条　歯周インプラント認定医審査

歯周インプラント認定医審査の申請では、申請者は次の各号に従わなければならない。

1　書類審査

(1) メインテナンスに移行しているインプラント治療患者を 5 症例提示する。
(2) 上部構造装着後 2 年以上経過していること。
(3) 患者は中等度以上の歯周炎を有すること。
(4) 単独歯欠損あるいは部分欠損を 3 例以上含むこと。
(5) 症例記録資料は症例の概要が理解できるようにすること。
(6) 初診時、上部構造装着後 2 年以上経過時の口腔内写真、歯周組織検査表（インプラント部も含む)、レントゲン写真（デンタルレントゲン 10 枚法以上）を添付すること。
(7) 本試験でのプレゼンテーションに使用する症例は症例番号 1 番とすること。プレゼンテーション症例ではインプラント埋入外科手術の手技が確認可能な写真を添付すること。

2　口頭試問

口頭試問は、申請者が提出した症例の内、症例番号１番に対し以下の各号について行う。

(1) 申請者は、症例発表を行い口頭試問を受ける。
(2) 症例発表に指定した症例には、初診、再評価、終了及びメインテナンス時の所見が含まれる。
(3) 症例発表の持ち時間は 15 分間とする。
(4) 症例発表は、原則としてパーソナルコンピューターによるスライドで行う。更に病歴及び治療経過記録のコピーの用意をする。

第５条　合否判定

1　歯周インプラント認定医審査の合否は認定審議委員会で総合的な審査を行い、その結果を理事会に報告する。
2　合否判定の細則は別に定める。

第６条　この細則の変更は理事会の承認を経て、総会での報告を必要とする。

附　　則

本施行細則は、平成 25 年 6 月 15 日から施行する。

本施行細則は一部改正し、平成 27 年 3 月 15 日から施行する。

本施行細則は一部改正し、平成 27 年 7 月 18 日から施行する。

本施行細則は一部改正し、令和元年 6 月 22 日から施行する。